四　平成八年郵政省告示第三十号（電波法等の規定に基づき伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］ 二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域	［一　同上］ 二　［同上］

当該伝搬障害防止区域の範囲			区分
当該区域に係る地域の名称	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）で示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	重要無線通信の種類
当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）			

［一～一一　略］

［一～一一　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［六～一九　略］

五　削除

［六～一九　同上］

五　人命・財産の保護用			
㈠　三重県津市栄町一丁目一〇〇番地（五八）	一七・〇	〇	三重県 津市　栄町、広明町、羽所町、大谷町、上浜町、一身田中野、一身田平野
㈡　三重県桑名郡多度町大字柚井字長尾一九八五番地の一二（四一三）		五〇	鈴鹿市　郡山町、越知町、道伯町、稲生町、住吉町、阿古曽町、算所町 安芸郡 河芸町